

始まる烏川溪谷緑地の指定管理者の選定委員会においては外部者の比率を高めている。松本平広域公園も、次回の選定の際には外部者の比率を高める必要がある。

④ 協定書の適切性－収入印紙の取扱い－（意見）

県が指定管理者と締結する年度協定書のうち、県保管分に 10 万円の収入印紙が貼付されていた。

指定管理者と締結する年度協定書については、従前、印紙税法上の課税文書として取り扱っていたが、年度協定書は記載内容によっては課税文書に該当しない可能性がある。非課税文書であれば、納付した印紙税の還付を受けることができる可能性が高い。

非課税文書に該当するかどうかは所管税務署等に確認する必要があり、まず県として、税務署の見解を確認する必要がある。その上で指定管理者に対して速やかに連絡を取り、協定書が非課税文書と判断され、納付した印紙税の還付を受けることができる可能性が高い旨を伝える必要がある。

なお、このことについてその後所管課は税務署に問合せを行い、本協定書は非課税文書に該当する旨の回答を得ているとのことである。

(3)【監査の視点3】指定管理者による施設の管理運営と県のモニタリング

① 指定管理者による事業報告（月例、年度）及び県によるモニタリングの状況（説明）

ア. 月例（管理）報告の状況

長野県松本平広域公園の指定管理者による管理に関する基本協定書第 26 条第 3 項の規定による管理報告書は、毎月終了後 14 日以内に提出することになっている。

報告内容は次のとおりである。

ア) 公園の管理業務の実施状況

イ) スポーツ施設等の利用状況及び利用料金収入実績

ウ) その他（自主事業報告、利用者の意見・要望報告等）

平成 21 年度の報告状況等は次のとおりである。

対象年月	報告年月日	現場確認年月日	検査年月日
平成21年4月	平成21年5月14日	平成21年5月15日	平成21年5月19日
平成21年5月	平成21年6月14日	平成21年6月12日	平成21年6月17日
平成21年6月	平成21年7月14日	平成21年7月10日	平成21年7月17日
平成21年7月	平成21年8月14日	平成21年8月11日	平成21年8月21日
平成21年8月	平成21年9月14日	平成21年9月14日	平成21年9月16日
平成21年9月	平成21年10月14日	平成21年10月16日	平成21年10月21日
平成21年10月	平成21年11月14日	平成21年11月13日	平成21年11月19日
平成21年11月	平成21年12月14日	平成21年12月15日	平成21年12月17日
平成21年12月	平成22年1月14日	平成22年1月12日	平成22年1月14日
平成22年1月	平成22年2月14日	平成22年2月10日	平成22年2月17日
平成22年2月	平成22年3月14日	平成22年3月11日	平成22年3月15日
平成22年3月	平成22年4月14日	平成22年4月12日	平成22年4月16日

イ. 事業報告（収支結果報告含む）の状況

長野県松本平広域公園の指定管理者による管理に関する基本協定書の規定では、事業報告書は事業年度終了後60日以内に提出することになっている。報告内容は次のとおりである。

- ア) 公園の管理業務の実施状況
- イ) スポーツ施設等の利用状況及び利用料金収入実績
- ウ) 公園の管理に係る経費の収支状況
- エ) 自主事業の実施状況
- オ) その他（決算報告、情報発信状況等）

平成21年度の報告状況等は次のとおりである。

対象年度	報告年月日	検査年月日
平成21年度	平成22年5月28日	平成22年6月10日

ウ. 県によるモニタリングの状況

時期	内容	場所
平成21年3月25日	平成21年度管理計画書の内容承認	松本建設事務所
平成21年6月17日	平成20年度事業報告書の完了検査	松本平広域公園
平成22年3月25日	平成22年度管理計画書の内容承認	松本建設事務所
平成22年6月10日	平成21年度事業報告書の完了検査	松本平広域公園

② 施設の大規模修繕計画及び更新計画（修繕等計画）について

ア. 修繕等計画の有無・・・無

移管・廃止・民営化等の可能性は無く、現在、「公園施設長寿命化計画」策定中。

イ. 費用見込み（大規模修繕あるいは建て替え更新）と実施予定年度

実施予定年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施内容	体育館トイレバリアフリー化 多目的球技場管理棟改修 園路バリアフリー化	園路バリアフリー化等	園路バリアフリー化 大型遊具更新等
費用見込み	(未定)	(未定)	(未定)

※「公園施設長寿命化計画」により変更の可能性がある。

③ 事業報告書の妥当性～計画と実績の対比～（意見）

詳細な事業計画書と実績報告書を作成しているが、実績報告書の形式が事業計画と対比する形となっていない。そのため、計画に対してどの程度の実績をあげているのかを把握しづらい。例えば自主事業について、事業計画書では様々な提案を行っているが、それらが実際に実施されたのかどうかを把握することが容易ではない。実績報告書は事業計画書の記載内容と対比した形式とすることが望ましい。

④ サービス向上への取組～施設別の利用状況～（意見）

松本平広域公園は、全体としては指定管理者制度導入の成果は上がっていると思われるが、細部では検討が必要な事項も見受けられる。その一つが稼働率の低い施設への対応である。

例えば相撲競技場は、平成 21 年度の利用状況を見ると 10 月に専用利用があったのみである。利用状況が芳しくないのは指定管理者の責任ではなく、そもそも十分なニーズが期待できる施設なのかという根本的な問題がある。しかしながら、施設を設置した以上、県と指定管理者が協力して、稼働率の上昇に努めていく必要がある。

表 26 松本平広域公園の各施設の平成 21 年度の利用実績 (単位:人)

スポーツ施設等	区分	合計	スポーツ施設等	区分	合計
陸上競技場	専用利用	42,068	第 1 体育館	専用利用	40,696
	個人利用	11,794		個人利用	190
	トレーニング室	19	第 2 体育館	専用利用	28,015
	宿泊施設	1,620		個人利用	20
	小計	55,501		小計	68,921
補助競技場	専用利用	35,617	総合球技場	グラウンド	99,615
	個人利用	0		多目的室等	24,925
球技場	専用利用	5,864		小計	124,540
	個人利用	0	多目的広場	11,803	
相撲競技場	専用利用	20	やまびこドーム	専用利用	216,214
	個人利用	0		個人利用	302
庭球競技場	専用利用	25,117		会議室	10,096
	個人利用	1,195		小計	226,612
パターゴルフ場		1,399	合計		556,589

⑤ 県によるモニタリングの適切性 (意見)

今回の監査では、松本平広域公園の関連書類を確認したほか、現地を視察し、指定管理者へのヒアリングを実施した。

このような手続きを実施すると指定管理者制度導入の成果が上がっていることを実感できるが、現状においては、現地視察を行わず、指定管理者から具体的な説明を受ける機会も持たない第三者にとっては、指定管理者制度導入の成果が上がっていることを実感するのは難しいと思われる。

その理由の一つは、指定管理者が成果を上げていることを示す指標が十分ではなく、県も指定管理者の成果をどのように評価しているのかが、客観的に示されていないことにある。

所管課によると、指定管理者に対する県としての一般的評価は、基本的には当年度の利用実績を前年度以前の利用実績と比較し、そこに変動要因を加味し、予測される変動の範囲内と認められる場合には「是」とすることである。ここでいう変動要因とは、当該年度の気候の影響や施設の大規模改修の有無、大型イベントの開催の有無等を指している。そして、このような変動要因を加味しても、なお利用者数の著しい減少があった場合、それが明らかに指定管理者の不適切な管理に起因したものである場合について、「非」とする場合があるとのことである。

松本平広域公園には様々な施設が設置されているが、県の現在の指定管理者に対する評価の考え方は、それら施設を総括して、施設全体を通して、指定管理業務が「是」か「非」かを判断していることになる。このような考え方も重要ではあるが、これだけでは、個々の施設の運営に対する評価が十分に行われていないことになる。本来であれば、個々の施設についても可能な

限り、評価を行っていく必要がある。

松本平広域公園には、公園として無料で利用できるスペースが多くある。このようなスペースは、利用者を把握することが困難でもあり、指定管理者の成果を数値などで評価することは難しい。しかしながら、有料の施設もいくつかが設置されており、これらについては、利用料収入や利用者数等、客観的な数値で成果を把握することが可能なはずである。

個々の施設を評価する大きな目的は、指定管理者の業務の「是非」を判断するのではなく、現状の問題点を把握し、今後の管理運営に役立てていくことである。問題点の中には、施設の設置自体が適切だったのか、施設そのものに利用を誘発するポテンシャルが内在しているのかという問題も含まれている。このことについては、指定管理者との間であらかじめコンセンサスを得ておき、そのような問題があることを認識した上で、指定管理者の対応で改善が可能な部分がないかを検討していく必要がある。

個々の施設の問題点の把握検討も、実際には県及び指定管理者でなされている可能性はあるが、検討の過程や結果が具体的に示されていない以上、第三者がそのことを認識するには限界がある。少なくとも有料施設については、客観的な数値で評価を行い、変動要因の影響の有無や、問題点の有無を明らかにしておく必要がある。

⑥ 本社経費の取扱いについて（指摘）

地方自治法上、指定管理者となれるのは法人その他の団体である。指定管理者である法人その他の団体は指定管理業務に係る経費だけではなく、当該団体の管理業務に係る経費（本社経費）が発生する。この本社経費（間接経費）は一定程度であれば指定管理料で賄うことは認められると考えるが、指定管理料で認められる本社経費の範囲と限度額が問題となる。

松本平広域公園の指定管理者である TOYBOX は、松本土建(株)、(株)アイネット、(株)コンフォール及びルピナ中部工業(株)の 4 社から構成される共同事業体である。そのため、TOYBOX 自体の本社経費と、構成企業の本社経費が発生することになる。

現状において、TOYBOX が県に提出している実績報告書には、これら本社経費が明示されていない。そのため、指定管理者が指定管理業務の中で本社経費をどのように取り扱っているのかが不明確となっている。

所管課を通して指定管理者に確認したところ、TOYBOX 及び構成企業の本社経費は指定管理業務に係るコストの中で次のように取り扱われていた。

ア. 構成企業の本社経費（県所管課を通した指定管理者からの回答）

構成企業の本社経費は、次のように支出しています。

1) 松本土建(株)

「植物管理」の諸経費の中に松本土建(株)の本社経費などが含まれています。

2) (株)アイネット

「施設管理」の諸経費の中に(株)アイネットの本社経費などが含まれています。

3) (株)コンフォール

「清掃管理」の諸経費の中に(株)コンフォールの本社経費などが含まれています。

松本平広域公園の平成 21 年度の指定管理業務に係るコストは総額 452,909 千円で、そのうちの 270,157 千円は TOYBOX の構成企業 3 社(松本土建(株)、(株)アイネット、(株)コンフォール) への委託料(外注費)である。TOYBOX はこの 3 社に様々な業務を委託しているが、この委託料の中に構成企業の本社経費を含めている。例えば、TOYBOX は松本土建(株)に植栽管理工事を委託し、191,839 千円の委託料を支払っているが、そこに含まれる「植物管理」の諸経費の中に松本土建(株)の本社経費を含んでいる。

イ. TOYBOX の本社経費（県所管課を通した指定管理者からの回答）

TOYBOX 自体の管理業務として、例えば TOYBOX 全体の決算書作成業務等が該当します。

実務にあたる経理担当者は各施設の経理業務を兼任しているため、それぞれの経理業務に係る人件費は各施設で案分し計上しています。決算書作成業務も、各施設に係る経理業務と考え、人件費の中に計上し特段その分の表記はしておりません。

安全管理も安全衛生委員会などを設置して、各施設の安全業務と考えて、人件費の中で考えています。総務など消耗品(ペーパーなど)なども同じ考えです。

TOYBOX は指定管理施設ごとの収支を計算しているが、TOYBOX 本体の本社経費は、各施設に按分した人件費の中に含まれている。

このように、松本平広域公園については指定管理者が本社経費をいくら計上しているのかを、県を含めた第三者が客観的に把握することが不可能となっている。

本社経費の範囲及び額について、県としての統一した考え方が示されていない以上、所管課と指定管理者の取決めによることになる。しかしながら、現状はそのような取決めはなされておらず、また、実際の計上額も不明となっている。所管課は、指定管理者と本社経費の範囲及び額の考え方を明確にし、また指定管理者が事業年度終了後に県に提出する実績報告書では、本社経費の額を明示しておくように、指定管理者に要請しておく必要がある。

長野県松本平広域公園 都市公園条例等で定めるスポーツ施設等の利用料金表

1 陸上競技場、補助競技場、球技場、相撲競技場、庭球競技場

区 分		金 額 (単位:円)					
		陸 上 競 技 場	補 助 競 技 場	球 技 場	相 撲 競 技 場	庭 球 競 技 場	
専 用 す る 場 合	入 場 料 を 徴 収	午前8時30分から正午まで	15,000	—	—	—	—
		正午から午後5時まで	22,000	—	—	—	—
		午前8時30分から午後5時まで	37,000	—	—	—	—
		超過時間(超過時間が1時間未満のときは1時間とし、超過時間に1時間未満の端数があるときは切り上げるものとする。)1時間につき	4,400	—	—	—	—
	入 場 料 を 徴 収 し な い	午前8時30分から正午まで	5,100	4,100	4,100	700	1,400 (※1)
		正午から午後5時まで	7,300	5,100	5,100	900	1,600 (※1)
		午前8時30分から午後5時まで	12,400	8,200	8,200	1,400	2,800 (※1)
		午後5時から午後9時まで	5,800	—	—	—	1,400 (※1)
		超過時間(超過時間が1時間未満のときは1時間とし、超過時間に1時間未満の端数があるときは切り上げるものとする。)1時間につき	1,500	—	1,100	—	—
	専 用 し な い 場 合	午前8時30分から正午まで (※2)	一 般	150			300
小・中学生及び高校生			50			100	
正午から午後5時まで (※2)		一 般	150			300	
		小・中学生及び高校生	50			100	
午前8時30分から午後5時まで (※2)		一 般	300			600	
		小・中学生及び高校生	100			200	
午後5時から午後9時まで (※2)		一 般	—			—	
		小・中学生及び高校生	—			—	

(※1) コート1面について

(※2) 1人について

2 体育館

区 分			金 額 (単位:円)							
			8:30 ~12:00	12:00 ~17:00	17:00 ~22:00	8:30 ~17:00	12:00 ~22:00	8:30 ~22:00	超過時間1 時間につき (※1)	
全部を 利用	入場料を 徴収	アマチュア スポーツ又 はレクリエー ションに利用 する場合	第1体育館	15,000	20,000	25,000	35,000	45,000	60,000	4,400
			第2体育館	7,100	10,000	12,000	17,100	22,000	29,100	2,200
		上記以外に利 用する場合	第1体育館	61,000	82,000	102,000	143,000	184,000	245,000	18,000
	第2体育館		30,000	40,000	50,000	70,000	90,000	120,000	8,900	
	入場料を 徴収しない	アマチュア スポーツ又 はレクリエー ションに利用 する場合	第1体育館	4,100	5,100	6,200	9,200	11,300	15,400	1,100
			第2体育館	2,000	2,500	3,000	4,500	5,500	7,500	600
上記以外に利 用する場合		第1体育館	15,000	20,000	25,000	35,000	45,000	60,000	4,400	
		第2体育館	7,100	10,000	12,000	17,100	22,000	29,100	2,200	
一部を 利用	専用する		全部を利用する場合の項に掲げる区分に従い、当該区分に定める額の2分の1に相当する額							
	専用しない	一般	1人1回について 150							
		小・中学生及 び高校生	1人1回について 50							

(※1) 超過時間が1時間未満のときは1時間とし、超過時間に1時間未満の端数があるときは切り上げるものとする。

3 総合球技場

区 分			金 額 (単位:円)							
			8:30 ~12:00	12:00 ~17:00	17:00 ~21:30	8:30 ~17:00	12:00 ~21:30	8:30 ~21:30	超過時間1 時間につき (※1)	
グラ ウ ン ド	入 場 料 を 徴 収	アマチュアスポーツに 利用する場合	22,000	43,000	50,000	65,000	93,000	115,000	8,800	
		上記以外に利用する 場合	入場料の総額に100分の10を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)。ただし、その額が25万円に満たないときは、25万円とする。							
	入 場 料 を 徴 収 し な い	アマチュア スポーツに 利用する 場合	一 般	11,000	21,000	25,000	32,000	46,000	57,000	4,400
			小・中学生及 び高校生	5,500	11,000	12,000	16,500	23,000	28,500	2,200
		上記以外に利用する 場合	55,000	106,000	124,000	161,000	230,000	285,000	22,000	
第1多目的室			2,900	5,900	6,600	8,800	12,500	15,400	1,200	
第2多目的室										
第1会議室			900	1,900	2,000	2,800	3,900	4,800	400	
第2会議室										
第3会議室			900	1,900	2,100	2,800	4,000	4,900	400	
第4会議室										
第5会議室										
第6会議室										
第7会議室			1,300	2,500	2,800	3,800	5,300	6,600	500	
第8会議室										
第9会議室			900	1,900	2,000	2,800	3,900	4,800	400	
第10会議室			1,900	3,800	4,300	5,700	8,100	10,000	800	
特別会議室			4,600	9,100	10,000	13,700	19,100	23,700	1,800	
観 覧 室			9,900	20,000	23,000	29,900	43,000	52,900	4,100	

(備考) 1 多目的室とグラウンドとを併せて利用する場合にあっては、グラウンドを利用する場合の額とする。

2 準備等のために、午後9時30分から翌日の午前9時までの間に利用する場合は、知事が別に定める額とする。

(※1) 超過時間が1時間未満のときは1時間とし、超過時間に1時間未満の端数があるときは切り上げるものとする。

4 芝生グラウンド

区 分	金 額 (単位:円)			
	8:30~12:00	12:00~17:00	8:30~17:00	超過時間1時間につき(※1)
専用する場合	3,300	6,600	9,900	1,200

(※1) 超過時間が1時間未満のときは1時間とし、超過時間に1時間未満の端数があるときは切り上げるものとする。

5 やまびこドーム

区 分			金 額 (単位:円)					超過時間1時間につき(※1)		
			8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~21:30	8:30~17:00	12:00~21:30		8:30~21:30	
グラウンド	全部を利用	入場料を徴収	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	20,000	40,000	45,000	60,000	85,000	105,000	8,100
		上記以外に利用する場合	平日	101,000	204,000	228,000	305,000	432,000	533,000	41,000
			日曜日、土曜日及び休日	122,000	244,000	275,000	366,000	519,000	641,000	49,000
		入場料を徴収しない	一般	10,000	20,000	23,000	30,000	43,000	53,000	4,100
			小中学生及び高校生	5,000	10,000	11,000	15,000	21,000	26,000	2,000
			上記以外に利用する場合	平日	50,000	101,000	114,000	151,000	215,000	265,000
	日曜日、土曜日及び休日	61,000		121,000	137,000	182,000	258,000	319,000	25,000	
	一部を利用する場合	テニスコートとして専用する場合	一般	コート1面2時間について					2,000円	
			小中学生及び高校生	コート1面2時間について					1,000円	
		専用しない場合	一般	1人2時間について					400円	
小中学生及び高校生			1人2時間について					200円		
第1会議室			1,500	3,000	3,400	4,500	6,400	7,900	600	
第2会議室			1,200	2,400	2,700	3,600	5,100	6,300	500	
第3会議室			400	800	900	1,200	1,700	2,100	200	

(備考) 1 「平日」とは、月曜日から金曜日(2に規定する休日を除く。)をいう。

2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。

3 入場料を徴収しないで営業のために利用する場合は、入場料を徴収して利用する場合の額とする。

4 準備等のために、午後9時30分から翌日の午前9時までの間に利用する場合は、知事が別に定める額とする。

(※1) 超過時間が1時間未満のときは1時間とし、超過時間に1時間未満の端数があるときは切り上げるものとする。

6 パターゴルフ場

区 分	金 額	
	9ホール	18ホール
一 般	1人1回について 600 円	1人1回について 1,000 円
小・中学生及び高校生	1人1回について 300 円	1人1回について 500 円

7 トレーニング室

区 分	金 額
一 般	1人1回について 150 円
小・中学生及び高校生	1人1回について 50 円

8 運動能力測定室

区 分		金 額
一般測定	一般	1人1回について 500 円
	小・中学生及び高校生	1人1回について 250 円
専門測定	一般	1人1回について 800 円
	小・中学生及び高校生	1人1回について 400 円

9 宿泊施設

区 分	金 額
一 般	1人1夜について 600 円
小・中学生及び高校生	1人1夜について 300 円

(備考) 金額には、食事代を含まない。

長野県松本平広域公園 自主事業の実施状況（平成 21 年度）

項 目	開催時期
花の公園プロジェクト スカイパーク花守りの会	4月～12月
スカイパークフォトクラブ 春・秋	4月・11月
フリースクール事業	4月
3on3 バasketボール大会	5月
はてな？ツアー 春	5月
若年者就労支援	5月・7月・12月
ドッグランサポーター総会	5月
花とみどりのフェスティバル	6月
今井保育園タマネギ収穫	6月
ドッグランサポーター マナーアップキャンペーン	6月
第 31 回スポーツ天国	7月
シニアサッカー45 フェスティバル	7月
たなばたまつり 2009	7月
ラベンダーフェスティバル	7月
波田中学校職場体験学習	7月
豊科南中学校職場体験学習	7月
長野高専インターンシップ受け入れ	7月
松本大学インターンシップ	7月
フリースクール事業	7月
波田中学校職場体験学習	8月
Japan サッカーカレッジ インターンシップ	8月
TOYBOX サマースクール 2009	8月
長野県フットボールデー	8月
学生ボランティア受け入れ(信州大学)	8月
信州大学インターンシップ	9月
愛犬とお散歩しながら美化運動	9月
オリンピックふれあい交流事業 ソフトボール教室	9月
アルプスあづみのセンチュリーライド	9月
TOYBOX CUPマレットゴルフ大会	10月～3月
県民スポーツフェスティバル	10月

項 目	開催時期
ハッピーハロウィン	10月
Japan サッカーカレッジ インターンシップ	10月
梓川中学校職場体験学習	10月
波田中学校職場体験学習	10月
鉢盛中学校職場体験学習	10月
長野高専スカイパーク科学館	10月
落ち葉プールで遊ぼう	11月
今井保育園タマネギ植え付け	11月
クリスマスツリー飾り付け(松本保育園)	11月
寿台養護学校職場体験学習	11月
第7回松本クロスカントリー大会	12月
年越しフットサル大会	12月
クリスマスツリー飾り付け(神林保育園)	12月
イルミネーション 2009	12月
早春のかほりお届けします～花木配布	2月
若年者就労支援(からだところのリラクゼーショントレーニング)	2月
信州大学インターンシップ	2月

第6章 烏川溪谷緑地

1. 施設の概要

住所	長野県安曇野市堀金烏川 26(環境管理事務所)		
設置年月	平成 17 年 4 月(森林エリア開園)	根拠条例等	長野県都市公園条例
設置目的	住民福祉の増進に寄与することを目的として、貴重な自然環境の保護・保全に配慮し、一般住民に自然とのふれあい、自然体験・学習、レクリエーション、文化活動などの場を提供するため		
施設の内容	面積:49.67 ha 主な施設:(水辺エリア) 環境管理棟、トイレ、駐車場、園路、溪流園地、あづまや、展望台、ピオトープ (森林エリア) 森の家、あづまや、森林トイレ、駐車場		
利用料金	なし		
開所日	年中無休(環境管理事務所は 12/29~1/3 閉所)		
開所時間	利用時間設定なし(環境管理事務所は 8 時 30 分から 17 時 15 分)		
施設の特徴	<p>○長所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林や溪流など豊かな自然資源に恵まれ、自然観察や体験学習等に絶好のフィールドを提供している。 ・ 「烏川溪谷緑地市民会議」(平成 16 年 2 月設立)により、市民と県との協働による運営管理と森林環境などの整備が行われている。 <p>○短所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最寄主要駅から距離がやや遠い。(JR豊科駅から約 9 km) <p>○近隣の環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常念岳・蝶ヶ岳を源とする烏川の溪谷に沿っており、上流の「三股」は常念岳・蝶ヶ岳への登山口となっている。 ・ 「国営アルプスあづみの公園(堀金・穂高地区)」に隣接している。 <p>○類似施設の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 美ヶ原県民の森(キャンプ場、あづま屋、避難小屋、便所 3 棟、遊歩道、等) ・ 大平峠県民の森(管理棟、キャンプ場、あづま屋、便所 5 棟、展望台、遊歩道、等) ・ 戸隠森林植物園(森林学習館、高山植物園、便所 3 棟、遊歩道、等) <p>○現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 22 年度から指定管理に移行している。 ・ 施設の老朽化に対しては、今年度から「公園施設長寿命化計画」の策定に取り組んでおり、平成 25 年度を目途に策定していく予定。 		

2. 指定管理者制度導入前の管理運営状況

期間	管理形態	管理受託者又は指定管理者等
～平成 21 年度	直営	—
直営としていた理由	<p>直営の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 15 年 2 月の「財政改革推進プログラム」等を受け、県都市公園のあり方を検討した時点において、本緑地内の施設整備が未完成であったこと、また規模が大きく県内一円の広域的な利用をされていること等から、県施設として管理を行うことが適当と認められたため。 <p>事業のサービスの質の向上と経費削減の取組など</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 16 年 2 月に設立された「烏川溪谷緑地市民会議」により、市民と行政が公園の整備や管理運営を協働で行う新たな形を目指し、公園づくりの企画立案から事業実施、整備後の維持管理まであらゆる段階において、公共事業や公共施設管理の新たなあり方を発信すべく取り組んできた。 平成 21 年度に緑地内の施設整備が一段落したこと等により、平成 22 年度から指定管理者制度に移行し、更に効率的な管理運営を進めることとした。 	

3. 指定管理者の状況

指定管理者	財団法人公園緑地管理財団	指定期間	平成 22 年 4 月 1 日～ 平成 25 年 3 月 31 日(3年間)
選定方法	公募		

4. 指定管理者が行う業務

(1) 本緑地（備品等を含む。）の維持管理、利活用に関する業務
(2) 「烏川溪谷緑地市民会議」の開催、活動等に関する業務
(3) その他の業務（上記業務に付帯する業務）